(受理番号)

6 - 7

(受理年月日) 令和6年2月13日

陳 情

件 名

公立学校教職員の長時間労働を解消するため、給特法の改正と教職員の抜 本的増員等を求める意見書の採択について

要旨

日頃、県政の発展と県民生活の向上充実のためにご尽力いただいていることに、敬意を表する。

いま、教職員の長時間過密労働が世間に広く知れわたり、時間外手当が支給されないことと相まって、教員の働き方が「定額働かせ放題」と揶揄され、教員採用試験の倍率低下や「教員不足」問題など、教職の人気が急速に低下している。文部科学省の勤務実態調査では、教員の在校等時間が平均で11時間に及び、かつ休憩時間もほとんどとれず、土日の出勤や持ち帰り仕事も相当な量となっている。学校現場には絶対的に人が足りておらず、もはや「このままでは学校はもたない」状態である。これでは教職人気が低下するのも当然のことで、教職人気を回復させ、教育の未来を切り開くためには、教職員を抜本的に増員して、長時間過密労働そのものをなくすしかない。

こうした現状に対して政府は昨年6月に閣議決定した「骨太方針2023」の中で、「真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直し」など、「メリハリある給与体系」を書き込んでいるが、そこには教職員の抜本的増員の方向は見当たらず、これに先立つ自由民主党の「特命委員会」の「提言」では、「メリハリある給与体系」として教職調整額の10%程度への増額、担任手当の創設や管理職手当の改善、新たな級の増設などを挙げる一方で、「時間外勤務手当は取るべき選択肢ではない」としている。教職員の増員や時間外手当支給の方向がないまま教職調整額増額となると、現状を追認するのみで何ら長時間労働の歯止めとならないどころか、「定額働かせ放題」の実態をさらに悪化、固定化するものになる。また担任手当や「メリハリある給与体系」は、教職員を分断し競わせ、職場の協力共同を阻害することにつながり、教職員の孤立化によって現場はますます疲弊してしまう。

また、中央教育審議会が昨年8月末に出した「緊急提言」では、「業務の適正化」「働き方改革」がうたわれているが、これらは2019年の答申ですでに打ち出されており、この間遅々として進んでいないのが実情である。現状の人的配置においてこれらを実現することには限界があると言わざるを得ない。

私たちはいま、給特法を改正して、現行の教職調整額の枠組みは維持したまま、現実に存在する時間外労働に対して時間外手当を支給する仕組みを作ることを求めている。これは「お金が欲しい」からではなく、教員の時間外労働を可視化することで、現実にどれだけの時間外労働があり、どれほどの人が必要なのかを明らかにし、教職員の大幅増員につなげるためである。そもそも給特法は、子どもたちによりよい教育を保障するため、教員に時間外労働をさせないことが目的の法律です。時間外労働をなくし、教職員が人間

らしく健康に働くことこそが子どもたちに行き届いた教育を保障することに つながる。教職員の労働条件は子どもたちの教育条件そのものだと、私たち は考える。

以上の観点から、香川県議会として、下記の項目について意見書を採択していただくことを陳情する。

記

- 1 教職員の長時間過密労働を解消するため、教職員定数を大幅に改善し、教職員を抜本的に増員すること。
- 2 給特法を改正し、適正な労務管理のもとに、学校現場の実態に合った時間外手当を支給すること。
- 3 以上のことを実現するために、教育予算を大幅に増額すること。